

県立三ツ池公園 管理運営業務の内容及び基準

I 神奈川県立都市公園の管理

神奈川県立都市公園は、県土の水と緑のネットワークの核として、また、県内の都市公園のモデルとして位置づけられるものであり、良好な都市環境の形成、スポーツや文化活動など多様なレクリエーションの場、自然とのふれあいや憩いの場、健康増進や福祉活動の場、地域の防災機能の向上など、その立地特性等に応じた多彩な役割を担っています。このような県立都市公園の役割を踏まえ、誰もが安全で快適に利用できる質の高い公園の管理と運営を行うことが求められています。

II 公園概要

(1) 所在地

横浜市鶴見区三ツ池公園、上末吉4丁目、梶山1丁目

(2) 公園面積

約 29.7ha 「平成 25 年 4 月 1 日時点」

(3) 環境特性

本公園は、JR 鶴見駅の北西約 1.8km に位置し、名前の由来にもなっている三つの池を豊かな樹林が囲んでいます。この公園の最大の特徴は、日本の「さくら名所 100 選」に選ばれるほど、さくらが見事なことです。2 月中旬に開花する寒桜を皮切りに、78 品種およそ 1600 本のさくらが少しずつ時期をずらして花を咲かせ、私たちを長い間楽しませてくれます。このほか、野球場、多目的広場、テニスコート、プールといった運動施設や、パークセンター、コリア庭園など様々な施設を備え、多様なニーズに対応する総合公園です。

(4) 公園整備方針

当公園では、三つの池を中心とした「人と自然がいきづく潤いのある公園」を目的として整備を進めています。その手法として、県民の参加を取り入れながら自然環境の保全・育成、老朽化施設の改善、防災機能の確保、水質の改善を進めています。

(5) 管理運営方針

指定管理者の創意工夫によって、公園利用者に対してこれまで以上に質の高いサービスを提供していただくことを期待します。なお、指定管理者には、次の管理運営方針について内容を理解の上、遵守していただきます。

ア 基本方針

桜の名所として自然環境の保全・育成及び景観に配慮した管理運営を行うこととします。また、県民の健康の増進や休養、レクリエーション・国際交流の拠点の場として、県民等との協働のもとに、魅力ある公園づくりを進めていくこととします。

イ 自然環境保全方針

都市の中での身近な自然空間である公園内の緑地の保全・育成に努め、景観に配慮することとします。また、自然観察や様々な体験学習などを通して、自然の持つその機能を県民に提

供することとします。

ウ 維持管理方針

- ① 公園施設や設備については、その機能や特性を十分に理解した上で正常かつ清潔な状態で、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な維持管理を行うこととします。
- ② 樹木や芝生地の育成、保全に努めることとし、良好な維持管理を行うこととします。
- ③ 遊具や木製施設などの公園施設については、重点的に巡視を行い、状況をよく把握し、安全に利用できるよう維持管理を行うこととします。
- ④ 利用者や市民グループなどとの情報交換を図りながら維持管理業務を行うこととします。

エ 運営方針

- ① 利用者の声に耳を傾け、管理運営に反映させることによって利用者のための運営を行うこととします。
- ② 各運動施設のよりよいスポーツ環境を広く県民に提供することにより、健康の増進とスポーツの普及に努めることとします。
- ③ パークセンター等は、利用者へのサービス提供や情報発信拠点、環境学習拠点、交流拠点として運営を行うこととします。
- ④ 広場等のオープンスペースは、幅広い可能性があるので、あらゆる機会を通じて公園がより活発に利用されるような運営を行うこととします。
- ⑤ 公園をフィールドとして活動する多様な人材の発掘と、ネットワークの形成に努めるとともに、様々な市民グループとの連携によって公園利用の促進に努めることとします。
- ⑥ 本公園は、災害時の広域避難場所であり、その防災機能を確保するなど、多様なニーズに応じた利用や役割が担えるような管理運営を行うこととします。
- ⑦ 環境に配慮した管理運営を行うこととし、ゴミの持ち帰りや、省エネルギー、クリーンエネルギー利用を推進し、循環型社会への普及啓発に努めるとともに、公園内の植物管理に伴って発生する木や枝等を園内リサイクルする等のゼロエミッションに努めることとします。

(6) 管理に要する経費

本施設の指定管理者への申請を検討される際の参考にしていただくため、平成27年度の指定管理料の上限額を、「公園関係資料」に記載しています。

III 指定管理業務の対象となる主要な公園施設

(1) 園路及び広場

芝生広場、水辺の広場、多目的広場、いこいの広場、里の広場、遊びの森、花の広場、展望広場、水の広場、滝の広場、丘の上の広場園路 等

(2) 修景施設

上の池、中の池、下の池、コリア庭園 等

(3) 休養施設

四阿、ベンチ、野外卓 等

(4) 遊戯施設

遊具名称	数量	単位	備考
スプリング遊具	7	基	
ブランコ	1	基	
コンビネーション遊具	1	基	
斜面コンビネーション遊具	1	基	
滑り台	1	基	
石製滑り台	1	基	(撤去予定)
ジャンボ滑り台	1	基	
砂場	1	基	
恐竜型ジャングルジム	1	基	ティラノサウルス
恐竜型ジャングルジム	1	基	トリケラトプス

(5) 運動施設

野球場、テニスコート、多目的広場、水泳プール

(6) 教養施設

パークセンター展示室、記念碑、天馬の像、分区園 等

(7) 便益施設

水飲み場、トイレ、井戸

(8) 管理施設

管理事務所（パークセンター）、プール管理棟、柵 等

(9) その他

- 建築物概要 「公園関係資料」のとおり

IV 運営業務

(1) 運営体制の確保

ア (2)(3)に掲げる業務の運営に支障のないように管理要員を適切に配置することとします。

イ 管理要員のうち常時1名、総括的に判断できる者を配置することとします。(所長、副所長等)

ウ 管理要員の配置にあたっては、公園の目的、管理基本方針を理解し指導できる知識を有する者を配置することとします。

エ ア～ウのための組織体制を保持し、職員の育成及び運営に必要な研修を適宜実施することとします。

(2) 管理事務所の開所時間

管理事務所の開所時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分までとします。た

だし、利用者対応等の業務がある場合は、必要に応じて、随時延長等を行うこととします。

(3) 運営業務

管理事務所の窓口及び事務室は、常に利用者にかかれたものとし、以下の業務を行う。

ア 公園利用者の接遇

イ 園内巡視（施設等の点検巡視、安全巡視、解説・案内等のコミュニケーションによる利用者対応）

ウ パークセンター休憩・講習スペースの利用受付、承認、光熱水費相当額の徴収

エ パークセンター展示室の運営

オ 有料施設の管理運営

カ 団体による自然観察利用の受付

キ コリア庭園の利用促進と国際交流活動への協力

ク 県民やボランティアとの協働事業の推進

ケ 自主事業の推進（公園関係資料参照）

① 利用者サービス向上に寄与するイベントやPR活動などの積極的な実施

② 現指定管理者の実施状況については、下記ホームページを参照願います

三ツ池公園ホームページ：<http://www.kanagawaparks.com/mitsuike/>

③ 利用者や地域住民のニーズの把握と公平な運営に留意すること

④ 公園のホームページの作成及び更新とパンフレットの更新及び増刷

コ 公園の快適性の確保に向けた取り組み（犬の糞やゴミゼロ運動など）

サ 公園に関する要望および苦情の処理

シ 神奈川県都市公園条例第13条行為の禁止の遵守

ス 駐車場の管理運営

セ 地元自治体との連絡調整

ソ 横浜川崎治水事務所への業務報告及び連絡調整

① 管理日誌の作成及び定期報告

② 苦情処理対応の記録及び報告

タ 事故及び緊急時等の対応

① 利用者の保護、救護及び二次事故の防止

② 事故発生時の利用者の立場に立った適切な対応及び状況の把握

③ 園内で急病人やけが人、犯罪等が発生した場合の関係部署への速やかな通報及び横浜川崎治水事務所への事故報告

④ 利用者の安全確保を図る観点から施設内にAED（自動体外式除細動機）を設置し、緊急時に備えること

チ 災害への対応

① 集中豪雨、台風、大雨等の警報発令時等における警戒配備体制の設置及び、施設点検、被害状況報告と応急措置

② 大雪警報発令時等における警戒配備体制の設置及び、施設点検、被害状況報告と除雪作業等の実施

- ③ 震災時における非常配備体制の設置、職員の参集、施設点検、状況報告及び応急措置等の対応、関係機関への協力

V 維持管理業務

(1) 共通事項

- ア 維持管理業務の対象はIIIに示す公園施設の維持管理（保守点検、補修、修繕を含む）とします。
- イ 施設及び設備は正常に保持し、適正な利用に供するよう、日常的な保守点検を行い、部品交換や施設の補修・修繕を行うこととします。

(2) 維持管理水準

別紙「維持管理基準表」により、同基準書以上を目安として維持管理を行うこととします。

その他留意事項

- ア 各植栽地の管理にあたっては、来園者の公園利用と安全を確保しつつ、病虫害防除や施肥の実施、花木等は開花期や剪定時期に注意する等、最も適切な時期や方法を選び管理することとします。なお、除草剤は使用不可とします。
- イ 樹木の管理にあたっては、危険防止のため、園路などに張り出した枝や、枯損木、枯れ枝の早期発見と除去を行うこととします。
- ウ その他の施設の管理にあたっては、安全面・衛生面・機能面について、日常的、定期的、或いは随時に行う施設の点検と補修、清掃等により、適切な維持管理を行い、常に安心して快適に利用できる環境の確保に努めることとします。

(3) その他

分区分園については、桜の苗圃や利用参加者の耕作としての利用等、公園の管理運営に資する場として提案してください。

VI ゾーン別管理運営方針と種目別管理運営業務

(1) ゾーン別の管理運営方針

各ゾーンごとに、最低限守るべき管理運営方針は以下のとおりです。なお対象範囲(ゾーン分け)は概要を別図に示していますが、方針の趣旨を十分参酌し、当該ゾーン以外でも方針の趣旨が果たされるよう管理運営を行うこととします。

① 緑地保全のゾーン

ア 管理方針

三つの池の周辺に広がる緑地の自然環境を保全・育成するとともに、景観に配慮した維持管理を行うこととします。

イ 運営方針

- a) 樹林地管理、生態系の保全、育成管理
- b) 自然観察、サクラの花見等に関する企画等
- c) 危険回避のための調査、点検整備

② 運動施設のゾーン

ア 管理方針

県民の健康の増進などに寄与するよう、野球場、テニスコート、多目的広場、プール等の運動施設を良好な環境で、広く県民に提供できるよう維持管理を行うこととします。

イ 運営方針

- a) 運動施設の利用受付、利用調整、利用予約、利用相談、使用料徴収事務
- b) 事故防止のための施設点検整備

③ 広場利用のゾーン

ア 管理方針

散策や休憩、自然観察など、多様な余暇活動の拠点として、安全で快適な多目的利用に供するための維持管理を行うこととします。

イ 運営方針

- a) 安全、快適な多目的利用に供するための維持管理
- b) 事故防止のための施設点検整備

④ 池及び周辺環境のゾーン

ア 基本方針

三つの池とその周辺は、野鳥の観察や体験学習の場として利用されており、池の水質保全や外来魚防除を図るなど、生態系を含む池及び周辺の良好な環境を保全していくよう、維持管理を行うこととします。

イ 運営方針

- a) 水辺の環境の維持保全と水辺を活かした体験学習等の企画、運営
- b) ボランティア等との協働による池の自然環境の維持保全に向けた取り組み
- c) 事故防止の為に調査、点検整備

⑤ 防災機能のゾーン

ア 管理方針

都市における大規模なオープンスペース、また、災害時の広域避難場所としての防災機能を確保するための維持管理を行うこととします。

イ 運営方針

- a) 広域避難場所としての管理運営
- b) 防災設備、備品等の点検整備

(2) 種目別の管理運営業務

管理上、特に留意すべき種目別の管理内容、管理レベルは以下のとおりです。なお対象範囲は概要を別図に示しています。

①芝生

芝生広場、水辺の広場などの芝生地は、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、修景と軽運動利用が両立された芝生管理が要求されます。芝生地としての平坦性(傾斜地においては陥没等のない状態)や快適性を確保し、簡易なボール遊びやベンチ等の敷設に支障のない刈り込みレベル、雑草の除去に努めることとします。

②草地

里の広場、花の広場、遊びの広場、噴水広場などの草地は、定期的に草刈り、除草等を行い、芝を含んだグリーンターフの維持に努め、広場利用に支障のない管理レベルを維持することとします。

③樹林地

上記①・②の管理種目以外のほとんどの部分を占める管理種目です。各ゾーンの管理運営方針を目指した管理を行うこととしますが、天災などによる公園周辺地などへの倒木や土砂流出などの災害の未然防止に努めるとともに、倒木や落葉が来園者の危険となりうる箇所（広場や園路沿いなど）においては、自然景観や生態系に配慮しつつ、剪定や枯損木処理などを適宜行い、安全確保に努めることとします。

Ⅶ 大震災等への対応

県立都市公園は、大規模地震等、大規模災害発生時には、広域の避難地や救援・復旧の拠点となることが想定されることから、指定管理者には、県・地元市町村と連携・協力して災害対応に努めることが求められています。

本公園の指定管理者には、大震災等への対応として、本公園の「震災時対応の考え方」（参考資料1）に基づき、平常時、震災時の対応をしていただきます。「震災時対応の考え方」に記載の指定管理者の役割を十分理解の上、より具体的な連絡体制、初動時・緊急時の対応について提案書に明示していただくとともに、日頃からの防災意識向上の取り組みや行動訓練、地域との連携について、提案者の新たな提案を期待します。

Ⅷ その他

「三ツ池公園を活用する会」運営協議会事務局業務

指定管理者は、公園運営に関する意見交換・情報交換の場として、ボランティア団体、自治体等で構成する協議会（三ツ池公園を活用する会の発展系）の事務局として協力すること。

（別紙2参照）

公園関係資料

公園名：三ツ池公園

1. 経費等実績

(1) 指定管理料の上限額 94,625千円(単年度分の提案の上限額、税込み)

上記の金額は、【①指定管理料＝総管理費－②駐車場収入－③利用料金収入－④自動販売機利益】の①に該当する額です。

②駐車場収入に該当する額については、「2. 駐車場運営の状況」を参照し提案して下さい。

③利用料金収入に該当する額については、「3. 有料施設の状況」を参照し提案して下さい。

④自動販売機利益に該当する額については、「4. 自動販売機の状況」を参照し提案して下さい。

※1 上記に記載されている「①指定管理料」は、過去の管理実績をベースに算定した1年分の額で、提案の上限額(消費税8%込み)となります。

※2 平成25年度の収支計画は、参考資料2のとおりです。参考までにお知らせします。(自動販売機に関する収入、支出は含まれていません。)

※3 なお、現管理者が再委託している業務及び委託金額については発注方法により差があり、また企業のノウハウが含まれますので、各団体の必要に応じて提案して下さい。

(2) 光熱水費等(平成21年度～24年度)

(金額：千円)

年度	電気	ガス・燃料	上下水道	電話・FAX 他通信費
平成21年	3,379	221	9,568	479
平成22年	3,771	300	11,309	450
平成23年	2,873	319	12,650	352
平成24年	3,326	305	14,265	512
平成21-24年度平均	3,337	286	11,948	448

※表示は千円単位だが、小数点以下があるため

平均値は表示値の平均と一致しない場合がある。(四捨五入表示)

(3) 公園管理員数

9～15人

※上記人数は、窓口業務、利用指導業務、維持管理業務等に従事するため、現地に配置している1日の標準的な職員数を記載しております。なお、上記人数は、繁忙期及び業務の執行体制により変わりますので、参考としてお示しするものです。(駐車場管理の職員は除いていません。)

(4) 公園の警備体制 (平成 23 年 3 月現在)

警備箇所	警備方法	警備日時		人数	詰所
公園全体	有人警備	通年(夜間)	17:30～8:30	2 (4/1～9、7/21～9/2)	パークセンター内 警備員室
				1 (上記以外の期間)	
		年末年始(昼間)	8:30～17:30	1	

(5) 設備一覧 (法定点検が必要な設備) (平成 23 年 3 月現在)

設置場所	設備名称	備 考
パークセンター、プール近傍、中の池トイレ横	高圧受変電設備	6.6 KV・200KW
パークセンター、コリア建物、プール管理棟、売店	消防用設備 (防火対象物)	自動火災報知設備、誘導灯、消火器等
コリア建物、プール管理棟、パークセンター	100 m ² を越える建築物及び建築設備	建築物 (3年ごとに報告) 建築設備 (毎年報告)

上記以外の設備につきましては、維持管理基準表をご覧ください。

(6)建物一覧

名 称	取得年月日	延床面積 (㎡)	構造等
環境共生パークセンター	H18.3.31	580.01	RC造
更衣室	S41.1.11	47.10	CB造
更衣室兼公衆便所	S48.9.7	43.08	RC造
公衆便所(水の広場)	S49.7.18	44.35	RC造
公衆便所(正門)	S63.3.14	43.17	RC造
公衆便所(北門)	H3.6.30	47.51	RC造
公衆便所(下の池)	H3.6.30	48.00	RC造
公衆便所(旧、天馬の像)	H6.3.2	51.48	RC造
公衆便所	S44.3.31	29.44	CB造
公衆便所	S47.3.31	14.08	GRCパ [°] 初組立
プール管理棟	S61.3.31	292.40	S造
プール機械室	S47.7.10	36.94	CB造
コリア庭園別棟	H6.3.31	106.33	木造
コリア庭園六角亭	H6.3.31	15.86	木造
コリア庭園草亭	H6.3.31	5.76	木造
15棟 小計		1,405.51	
その他 28棟		699.42	
合計43棟		2,104.93	

RC造：鉄筋コンクリート造、CB造：コンクリートブロック造、S造：鉄骨造

2. 公園の利用状況

(1) 公園利用者数（平成 21 年度～24 年度）

（金額：円）

公園名	年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
三ツ池 公園	H21年度	685,440	134,025	37,410	47,237	52,099	61,355	61,054	57,599	43,117	42,908	32,623	214,165	1,469,032
	H22年度	551,944	137,710	36,636	50,121	51,158	41,335	69,274	61,189	46,333	38,152	35,875	113,469	1,233,196
	H23年度	533,560	77,476	35,999	44,283	42,591	46,081	68,495	51,684	41,876	31,537	33,301	37,471	1,044,354
	H24年度	575,382	138,278	37,344	47,312	46,026	44,599	64,558	50,631	43,946	36,894	36,356	495,949	1,617,275
	H21-24年度平均	586,582	121,872	36,847	47,238	47,969	48,343	65,845	55,276	43,818	37,373	34,539	215,264	1,340,964

3. 駐車場運営の状況

運営方法や駐車料金の設定は、指定管理者決定後に県と協議の上、決定することとなりますが、収入想定については、平成 26 年 4 月から消費税が 8 % となることを前提として提案してください。なお、現在の料金から消費税増税分の料金値上げについては、原則として了承する予定です。

※注意：下記の駐車場収入は、消費税 5 % 時の実績です。

(1) 駐車場収入（平成 21 年度～24 年度）

（金額：円）

公園名	年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
三ツ池 公園	H21年度	7,964,080	3,569,000	2,497,440	2,840,160	2,946,800	3,460,640	2,975,660	2,528,680	1,158,700	1,451,800	979,560	4,200,640	36,573,160
	H22年度	9,166,880	4,714,440	2,586,900	3,001,980	2,925,840	2,255,520	2,874,000	2,672,280	1,263,420	1,195,440	1,214,040	2,327,180	36,197,920
	H23年度	9,412,220	3,764,200	2,352,000	2,764,740	2,505,040	2,653,140	3,233,820	2,105,400	1,251,000	935,400	1,194,300	2,536,420	34,707,680
	H24年度	10,127,740	3,631,880	2,623,800	3,006,000	2,720,640	2,601,840	3,043,080	2,182,920	1,013,320	1,153,560	1,610,340	8,632,080	42,347,200
	H21-24年度平均	9,167,730	3,919,880	2,515,035	2,903,220	2,774,580	2,742,785	3,031,640	2,372,320	1,171,610	1,184,050	1,249,560	4,424,080	37,456,490

(2) 運営状況

北門	6	90(2)	—	1 回制	3/16～11/15 毎日
臨時駐車場	—	350	—		11/16～12/27 土日祝
計	6		—		

(金額：円)

有料時間		駐車料金			
		料金制度	大型	普通	二輪
3/16～10/31	8:30～19:30	1 回制	800	500	無料
11/1～3/15	8:30～17:30				

(3) 駐車場台数実績 (平成21年度～24年度)

(単位：台)

車種	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大型	H21年度	26	40	29	15	8	19	45	19	1	2	6	15	225
	H22年度	28	24	14	21	12	16	52	42	13	4	2	2	230
	H23年度	13	38	24	19	27	15	45	18	10	6	5	8	228
	H24年度	35	30	18	44	16	28	62	30	5	2	3	2	275
	H21-24年度平均	26	33	21	25	16	20	51	27	7	4	4	7	240
普通車	H21年度	17,063	7,776	5,455	6,224	6,428	7,540	6,452	5,458	2,511	3,139	2,107	6,078	76,231
	H22年度	13,125	8,154	5,551	6,363	6,294	4,866	6,196	5,690	3,107	2,575	2,595	3,644	68,160
	H23年度	13,535	6,792	5,066	5,951	5,371	5,678	6,924	4,563	2,685	2,013	2,565	3,721	64,864
	H24年度	14,402	6,937	5,656	6,384	5,804	5,564	6,498	4,641	2,556	2,466	3,439	11,948	76,295
	H21-24年度平均	14,531	7,415	5,432	6,231	5,974	5,912	6,518	5,088	2,715	2,548	2,677	6,348	71,388

3 自動販売機の状況

(1) 設置台数 : ____9台 (左記のほか、夏期プール臨時設置4～6台)

(2) 自動販売機利益

(単位:円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H21年度	551,789	519,319	443,281	488,446	636,170	470,491	384,397	380,896	304,648	308,081	264,416	329,756	5,081,690
H22年度	454,476	450,024	418,374	600,089	671,826	420,254	405,859	389,279	320,008	319,808	269,272	264,684	4,983,953
H23年度	528,760	406,938	344,116	540,999	563,763	568,328	452,778	332,275	292,927	275,411	275,380	303,096	4,884,771
H24年度	542,642	456,090	386,687	525,483	609,873	429,761	394,957	316,156	255,617	258,210	264,871	310,284	4,750,631
H21-24平均	519,417	458,093	398,115	538,754	620,408	472,209	409,498	354,652	293,300	290,378	268,485	301,955	4,925,261

※平均値は収入、経費、利益ごとに算出しているため、引き算が合致しない場合がある。

4. 有料施設の状況

(1) 利用料収入（平成21年度～24年度）

(金額単位：円)															
公園名	施設名	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
三ツ池公園	軟式野球場	H21年度	175,100	170,980	140,080	173,040	231,750	191,580	146,260	87,550	25,750	0	0	100,940	1,443,030
		H22年度	133,900	177,160	158,620	199,820	242,050	150,380	138,020	119,480	35,020	0	0	59,740	1,414,190
		H23年度	179,220	191,580	152,440	212,180	182,310	193,640	170,980	71,070	17,510	0	0	82,400	1,453,330
		H24年度	150,380	149,350	162,740	191,580	214,240	157,590	158,620	84,460	45,320	0	0	86,520	1,400,800
		H21-24年度平均	159,650	172,268	153,470	194,155	217,588	173,298	153,470	90,640	30,900	0	0	82,400	1,427,838
	テニスコート	H21年度	631,720	644,640	610,640	717,400	699,720	660,960	603,160	465,120	460,360	468,520	467,840	531,760	6,961,840
		H22年度	483,480	667,080	654,840	733,040	728,960	529,040	608,600	518,840	457,640	486,880	490,280	523,600	6,882,280
		H23年度	655,520	624,240	648,040	731,680	696,320	639,200	667,080	520,880	425,000	427,040	505,920	481,440	7,022,360
		H24年度	588,880	618,120	626,280	737,120	742,560	631,720	650,080	478,040	449,480	362,440	493,000	595,000	6,972,720
		H21-24年度平均	589,900	638,520	634,950	729,810	716,890	615,230	632,230	495,720	448,120	436,220	489,260	532,950	6,959,800
	プール	H21年度				1,103,400	2,011,500								3,114,900
		H22年度				1,713,400	2,471,300	206,600							4,391,300
		H23年度				1,455,700	1,858,800	178,600							3,493,100
		H24年度				1,230,300	2,355,300	130,900							3,716,500
		H21-24年度平均				1,375,700	2,174,225	172,033							3,721,958
	多目的広場	H21年度	26,000	49,000	78,000	103,000	107,000	55,000	54,000	60,000	50,000	55,500	44,000	29,000	710,500
		H22年度	16,000	42,000	71,500	99,000	95,500	50,500	53,000	50,500	44,000	48,500	50,000	25,000	645,500
		H23年度	19,000	44,000	74,500	107,000	93,000	60,000	57,000	50,000	41,500	40,000	46,000	22,000	654,000
		H24年度	14,000	32,000	77,500	94,000	96,500	54,000	57,000	52,500	43,500	34,500	47,000	28,000	630,500
		H21-24年度平均	18,750	41,750	75,375	100,750	98,000	54,875	55,250	53,250	44,750	44,625	46,750	26,000	660,125
	計	H21年度	832,820	864,620	828,720	2,096,840	3,049,970	907,540	803,420	612,670	536,110	524,020	511,840	661,700	12,230,270
		H22年度	633,380	886,240	884,960	2,745,260	3,537,810	936,520	799,620	688,820	536,660	535,380	540,280	608,340	13,333,270
		H23年度	853,740	859,820	874,980	2,506,560	2,830,430	1,071,440	895,060	641,950	484,010	467,040	551,920	585,840	12,622,790
		H24年度	753,260	799,470	866,520	2,253,000	3,408,600	974,210	865,700	615,000	538,300	396,940	540,000	709,520	12,720,520
		H21-24年度平均	768,300	852,538	863,795	2,400,415	3,206,703	972,428	840,950	639,610	523,770	480,845	536,010	641,350	12,726,713

(2) 有料施設の状況

施設の名称	数量	規 模 等	利用日 ※記載の無い日は休み	利用時間
軟式野球場	1面	7,042m ² 両翼 80m	3月16日から3月31日まで	午前9時から午後5時まで
			4月1日から4月30日まで	午前6時から午後5時まで
			9月1日から10月31日まで	
			5月1日から5月31日まで	午前6時から午後6時まで
			8月1日から8月31日まで	
			6月1日から7月31日まで	午前6時から午後7時まで
テニスコート	4面	砂入り人工芝コート	11月1日から12月15日まで	午前9時から午後4時まで
			1月5日から1月31日まで	午前9時から午後4時まで
			11月1日から12月27日まで	
			2月2日から3月31日まで	午前9時から午後5時まで
			4月1日から4月30日まで	
			9月1日から10月31日まで	午前9時（日曜日、土曜日又は休日（以下「日曜日等」という。）にあつては、午前6時）から午後5時まで
プール	3	25m（25×15m） 幼児用 2（スワン・カエル）	5月1日から5月31日まで	午前9時（日曜日等にあつては、午前6時）から午後6時まで
			8月1日から8月31日まで	
多目的広場	1面	クレイグラウンド	6月1日から7月31日まで	午前9時（日曜日等にあつては、午前6時）から午後7時まで
			7月の第2土曜日から8月31日まで	午前9時から午後5時まで
			1月5日から1月31日まで	
			11月1日から12月27日まで	午前9時から午後4時まで
三ツ池公園			2月1日から4月30日まで	
			9月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで
			5月1日から5月31日まで	
			8月1日から8月31日まで	午前9時から午後6時まで
三ツ池公園			6月1日から7月31日まで	午前9時から午後7時まで
			5月1日から5月31日まで	

※上記供用日及び供用時間については、今後利用者のニーズに合わせ、変更となる可能性があります。

(3) 有料施設の利用料金

名 称	区 分	単 位	金 額
三ツ池公園	軟式野球場	1時間	1,030円
	テニスコート	1面1時間	680円
	プール	1人1回	大人(中学生以上の者) 300
			小人(小学生以下の者) 100
	多目的広場	1時間	500円

※上記の料金は、神奈川県都市公園条例により定められている利用料金等の上限額の範囲内で、現在の指定管理者が設定しているものです。

※利用料金等の上限額については、消費税等の税率引き上げに伴う改定及び新たな料金設定を予定しているため、「参考資料3」に示す改定後の料金を参照して提案してください。

5.管理許可施設等の状況

(1)指定管理者に管理運営（営業）を許可する施設

施設名	区分	面積等	使用料 円	光熱水費	備考
機械式駐車場 ＜正門・北門＞	設置	41.83	27,705	○	
駐車場＜正門・北門＞ 臨時駐車場 ＜多目的広場＞	管理	12,997.05	2,590,017	○	
売店	管理	16.80	165,271	○	
自動販売機	設置	17.45	11,867	○	10基
プール売店	管理	14.98	3,165	○	
プール自動販売機	設置	3.92	389	○	5基

なお上記施設のうち売店については、設備関係の調整により、許可施設としない場合があります。

(2)指定管理者以外が管理（設置等）している施設

施設名	区分	面積等	光熱水費の負担	備考
ほこら及び解説板	設置	3.65	—	竜神宮を守る会会長

6. 県所有物品一覧（貸与物品）（最後に年度協定の県有物品貸付一覧を添付）

三ツ池公園

番号	品名	規格	単位	数量	摘要
1	車椅子	普通型	台	3	
2	人工蘇生器	トリガレサシテータ	個	1	
3	サッカーゴールポスト		組	1	
4	サッカーゴールポスト		組	2	
5	サッカーゴールポスト		組	3	
6	電動アシスト自転車	パナニック リアルディ DX	台	1	
7	プールクリーナー	ミヤカワ式	台	1	
8	プールクリーナー	ミヤカワ式2型	台	1	
9	プールクリーナー	5型AC100V	台	1	
10	冷蔵庫	東芝 GR15T	台	1	
11	刈払機	共立 SRE260U	台	3	
12	自走式草刈機	バロネス GN500B	台	1	
13	パワーブロワー	共立 PB650	台	1	
14	ヘッジトリマー(刈込機)	共立 HT2201/75S	台	1	
15	ヘッジトリマー(刈込機)	スチール HS86T	台	1	
16	チェーンソー	共立 CS3300A	台	1	
17	チェーンソー	共立 CS2600T	台	2	
18	リターン式コインロッカー	アルファー 5段2連	台	27	
19	リターン式コインロッカー	S-1288TB15人用	台	27	
20	救命ボート	YAMAHA シーバック10	台	1	
21	ルームクーラー	ダイキン S254FX-W	台	1	
22	ルームクーラー	三菱 SRK22B-W	台	1	
23	車椅子	アルミ型	台	3	
24	車椅子	アルミ製	台	3	
25	乗用草刈機	筑水キャニコムCM-220	台	1	
26	ついたて (パーティション)	トキ FSK-304DG-Z5 キャスター付	個	1	
27	傘立て	ビノ M22Type 18~35本立	個	2	
28	カウンター	W1300・1150×H700×D600	脚	1	
29	下足入	W750×H2000×D380 3列4段 中棚付	個	1	
30	掲示板	ライオン W1800×H1100 ホーロー	個	1	

31	デジタル化デジ ョン液晶テレビ	ナショナル TH-32LX60	台	1	
32	休憩スペース 丸テーブル	コヨ ブイラ スタンダードテーブル ラ ウト	脚	14	
33	講習スペース テーブル	ライオン 1200×450×700	脚	20	
34	テーブル (パソコン用)	1100×500×700	脚	2	
35	物品棚 (木製)	500×500×1850	台	1	
36	コインロッカー	ライオン RC105S1	個	1	
37	ついたて(可動スクリーン付)	トキ FSK.304APC Z5 キャスター付	個	3	
38	映写用スクリーン (巻上げ 式)	ライオン LT-V120B(W) 天井裏 板に取付 引下げ棒共	台	1	
39	災害救助工具セット	イセキコム HM-23-A バール、ショバ ル等全 24 点	式	1	
40	災害トイレ(組立式トイレ)	岡本 ティ付(標準型)+洋式オ プション)	式	1	
41	投映機 (マルチプロジェクター)	ライオン iP-60	台	1	
42	パソコン	NEC PC-MY28VRZEJ	台	3	
43	コインロッカー(貴重品ロッカー)	トキビ TB46-03 5 段 4 連	台	2	
44	排水型洗浄ポンプ	ロビン FD5000	台	1	
45	彫刻少女立像「少女」	大概一二作 コンクリート 33×39× 140	点	1	
46	梅花圖刻扁額	(コリア庭園展示物)	個	1	
47	花鳥屏風	(コリア庭園展示物)	帖	1	
48	官服蔵	(コリア庭園展示物)	枚	1	
49	薬蔵	(コリア庭園展示物)	個	1	
50	江華たんす	(コリア庭園展示物)	棹	3	
51	交子床	(コリア庭園展示物)	台	1	
52	碁床	(コリア庭園展示物)	組	1	
53	冊蔵	(コリア庭園展示物)	冊	2	
54	銭櫃	(コリア庭園展示物)	個	1	
55	竹張籠	(コリア庭園展示物)	個	1	
56	饌蔵	(コリア庭園展示物)	個	1	
57	二層蔵 (籠)	(コリア庭園展示物)	個	1	
58	寝床	(コリア庭園展示物)	台	1	
59	文匣	(コリア庭園展示物)	台	2	
60	発電機	富士重工 SGI28SE	台	1	

6. その他資料

(1) 主なイベント活動

イベント名称	開催時期	イ ベ ン ト 内 容
三ツ池公園文化・環境 フェスティバル	5月中旬 日曜日	鶴見区民フェスティバル実行委員会（横浜市後援） 文化・環境をテーマにフェスティバルを開催 参加者数：20,000人程度
地域ふれあい祭り	11月下旬 日曜日	地域ふれあい祭り実行委員会 野菜を中心にバザーを行い、地域祭りを開催する 参加者数：5,000人程度
マダン	5月中旬 10月下旬 土・日曜日	在日本大韓国民団神奈川県地方本部 日韓市民交流のため、韓国伝統芸能などを実施 参加者数：10,000人程度

(2) 主なボランティア活動

活動名称	団体等区分	ボランティア グループ	活動内容
花壇手入れ	①	三ツ池公園を活用する会 花壇クラブ	毎月2回平日 花壇の手入れ
自然観察会	①	三ツ池公園を活用する会 環境探検団	毎月1回日曜日 自然観察会を行う
雑木林の手入れ	①	三ツ池公園を活用する会 雑木林クラブ	年6回 雑木林の手入れを行う
分区園花壇手入れ	①	三ツ池公園を活用する会 分区園プロジェクト	毎月2回平日 分区園の花壇の手入れ
外来魚防除活動	①	三ツ池公園を活用する会 水辺クラブ	毎月2回日曜日 釣り等により特定外来魚の防除を行う
ヤゴ救出大会	①	三ツ池公園を活用する会 水辺クラブ	環境学習のための、ヤゴ救出
桜の観察会	①	三ツ池公園桜を楽しむグ ループ	桜の時期2回程度 観察会を行う
プレイパーク活動	①	つまみプレイパーク	毎月1回土曜日 冒険遊び場による自由な遊び

※団体の区分：①公園愛護団体 ②障害者団体 ③その他の団体

三ツ池公園分区園管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めのあるもののほか、三ツ池公園分区園（以下「分区園」という。）の管理について必要なことを定め、分区園の健全な発展と使用の適正を図るとともに、公園の愛護心の向上、老人等の余暇利用に寄与することを目的とする。

(受付等)

第2条 分区園は、公園の愛護、余暇利用のために分区園の管理を希望する団体（2名以上の者で構成するグループ）に管理させるものとする。

2 分区園を利用しようとする団体は、所定の管理許可申請書を横浜地区公園管理専務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

(管理団体の決定)

第3条 所長は、前条の申請団体の中から管理団体を決定する。

2 前条の申請団体の数が、一般の管理に供するために区画し分区園総区画（以下「総区画数」という。）をこえる場合には、抽選により管理団体を決定する。

3 所長は、前条の抽選の際、補欠団体者若干数を順位を定めて決定するものとする。

4 所長は、第12条による管理許可の取り消しがあったときは、前項の補欠団体の中からあらかじめ定められた順位に従い管理団体を決定する。

(決定通知)

第4条 所長は、前条の規定により管理団体を決定したときは、速やかに管理許可書を該当団体に交付するものとする。

(管理期間)

第5条 分区園の管理期間は、2か年以内とする。

2 前項の管理期間は、所長の許可を得て更新することができる。ただし、申請団体が多く継続期間が適当でないとき所長が認めたとき、その他継続許可が不適当と認めたときはこの限りでない。

(管理区画)

第6条 管理区画は、1区画30平方メートル以内とする。

2 管理区画数は、1団体に対して1区画を基準とする。

(使用方法)

第7条 分区園には、主として花木及び草花を植栽するものとする。

2 分区園で育成した花木等は、管理団体が持ち帰って移植するなど適宜処理できるものとする。ただし、これを販売してはならない。

3 管理団体は、分区園で育成した花木等を、公園内や地域の適地に移植するなど、地域の緑化に資するよう努めるものとする。

4 管理団体が、花木等の実施公園内への移植を希望する場合は、所長は公園内の一定の地域へ移植することを認めるものとする。

(原状回復)

第8条 管理団体は、管理許可が満了するときは、満了日までに、管理許可を取り消されたときは、指定する期日までに、許可箇所を原状に回復しなければならない。ただ

し、所長が原状回復をする必要はないと認めたときは、この限りでない。

(行為の禁止)

第9条 管理団体は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 分区園を管理目的以外に使用すること。
- (2) 分区園に許可なく工作物を設置し、または公園施設を撤去すること。
- (3) 分区園を営利目的に使用すること。
- (4) 分区園を転貸または租保に供すること。
- (5) 分区園の許可を受けた団体の構成員以外の者に使用させること。
- (6) 他の管理団体の迷惑になる行為をすること。
- (7) 前各号のほか、分区園の支障がある行為をすること。

(賠償責任)

第10条 管理団体は、自己の責に帰するべき事由によって公園施設及び付帯施設を滅失もしくは損傷したときはこれを現状に回復し、又これによって生じた損害を弁償しなければならない。

(損失補償)

第11条 所長は、分区園の育成植物及び管理団体の構成員の保管物等の損失については一切その責めを負わない。

(許可の取消)

第12条 所長は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、いつでも管理許可を取消することができる。

- (1) 管理団体から許可の取消の申し出があったとき。
- (2) 管理団体に第9条に掲げる行為があったとき。
- (3) 管理団体が正統な理由がなく分区園の管理を怠ったとき。
- (4) その他所長が不適当と認めたとき。

(指導、助言)

第13条 県において必要があるときは、管理許可施設について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他分区園の維持管理に関し必要な指示をすることができる。

(使用料)

第14条 分区園の管理許可にかかる使用料は、神奈川県都市公園条例(昭和32年神奈川県条例第7号)第15条に基づき免除する。

(細部事項の取扱)

第15条 分区園の管理に係わる細部事項は、所長の指示するところによる。

付 則

- 1 この要綱は昭和52年10月22日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にすでに許可されているものについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は平成14年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にすでに許可されているものについては、なお従前の例による。

「神奈川県立三ツ池公園を活用する会」 会則

第1章 名称

第1条 本会を「神奈川県立三ツ池公園を活用する会」と称する。

第2章 趣旨および活動

第2条 本会は、地域社会と三ツ池公園の豊かな自然環境との共生関係の保全と再生を図り、三ツ池公園を地域社会の共有資源として活用することを趣旨として活動する。

第3条 本会は、第2条の趣旨に賛同する県民有志のボランティア団体である。

第4条 本会は、前条の趣旨を活かすため、次の活動を行う。

- (1) 地域社会と共生する三ツ池公園をめざす環境調査と研究
- (2) 定期的な自然観察会、レクリエーションをかねた文化的活動および体験学習
- (3) 行政への具体的な提言とその実現に向けた活動
- (4) 三ツ池公園のクリーンアップ
- (5) 園内に開催される他のイベントへの積極的な参加
- (6) その他本会の趣旨を達成するために必要な活動

第3章 会員

第5条 会員は、本会の趣旨に賛同し所定の会費を納入した人とする。

- (1) 正会員 ・本会の趣旨に賛同する個人または家族
- (2) 賛助会員 ・本会の趣旨に賛同する団体

第6条 会費は年会費とし、前納制とする。また、入会及び退会の手続きは、付則で定める。

第7条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 正会員 ・総会における議決権、役員選挙における選挙権ならびに被選挙権
・各種の活動への自主的参加、グループ活動への参加、企画・運営
・会報などへの投稿ならびに配布
- (2) 賛助会員 ・各種の事業に自主的に参加、グループ活動参加、企画・運営援助
・会報などへの投稿ならびに配布

第4章 役員と職務

第8条 本会の活動が円滑に行われるように次の役員と事務局を置く。

- (1) 会長 1名・・・ 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 2名以内・・・ 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 事務局長 1名・・・ 事務局長は事務局を総括する。
- (4) 事務局 若干名・・・ 事務局は会計・書記および庶務を司る。
- (5) 会計監査 2名・・・ 会計監査は、年度会計報告の監査を司る。

第5章 役員の選出と任期

第9条 会長、副会長、事務局長は、正会員の互選により総会で選出する。
事務局員、会計監査は役員、正会員らの推せんに基づいて会長が任命する。

第10条 役員の任期は2年とし、再任を防げない。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は、その任期が満了した場合においても後任者が就任するまで、その職務を司るものとする。

第6章 諸会議

第11条 本会の円滑な活動を図るために次の会議を開く。

- (1) 総会 ・最高議決機関で毎年1回開く。会長が召集する。
- (2) 臨時総会 ・会員の2分の1以上の請求があった場合、会長が召集する。
- (3) 役員会議 ・事務局員ならびに役員で活動その他の案件を審議する。
- (4) 企画会議 ・企画の必要に応じて有志の会員で開く。

第12条 総会は、委任状を含めて会員の2分の1以上の出席があれば成立する。議決は出席者の過半数で決める。他の会議もこれに準ずる。

第7章 経費

第13条 本会の経費は、会費・その他収入をもってあてる。その会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第8章 慶弔

第14条 会員に慶弔があった場合、役員で協議の上、本会として慶弔の意を表すことができる。

第9章 会則の変更

第15条 会則の変更は、役員会の議決を経て総会出席者の過半数以上の賛成を得なければならない。

(付 則)

- 1 事務局の事務所は会長が定める。
- 2 会費は次の通りとする。書式は事務局で決める。

(1) 正会員	・個人	2,000 円
	・2人以上の家族	3,000 円
	・子ども(中学生以下)	500 円
(2) 賛助会員	・1口	2,000 円
	にて 2口以上	
- 3 前納がない場合事務局から通告し、1年経過しても納入しなければ退会扱いとする。
- 4 納入した金額は、途中退会しても返還しない。
- 5 企画会議は、その責任者が事務局に申し出た上で自由に開催し、検討、企画した内容を事務局に報告する。
- 6 この会に「友の会」制度を設ける。友の会員は、正会員の推せんに基づき、役員会議で承認を得られた人とし、会費を免除することができる。

(2002.08)